

株式会社大林組  
「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価準備書」  
に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年8月1日付けで株式会社大林組より届出された「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年10月10日
- (2) 青森県知事意見 \* 平成31年2月6日
- (3) 環境大臣意見 \* 平成31年2月14日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第1回)  
\* 平成31年4月9日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・騒音等の調査地点は県道に面しており、幹線道路を担う道路に該当するため環境基準の値を修正して評価書に記載すること。	・評価書にて修正します。
・スイッチシュ音、純音成分について、評価書に記載すること。	・スイッチシュ音、純音成分について、評価書に記載するよう努めます。
・ミサゴ、オジロワシの関係および騒音等の影響も考慮して風車の位置を判断すること。	・風車の配置について、ミサゴ、オジロワシ、騒音等の影響も考慮して、再度、検討します。
・カンムリカイツブリ等の水鳥について、濁水の観点からの予測について検討すること。	・評価書において検討します。
・事後調査については、定量性がどこまで確保できるかを見直し、不確実性がないと言い切れるかということ、もう一度確認していただき、必要に応じて事後調査の必要性を見直すこと。	・事後調査について、定量性の確保という観点も考慮し、必要に応じて、事後調査の必要性を検討します。

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。